

綾瀬市入札・契約制度等検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における公共工事の入札・契約制度に関し、より一層の透明性、競争性を確保するための具体策及びその適切な運用のあり方を検討するとともに、一般競争入札及び指名競争入札による業者の選定等を行うため、綾瀬市入札・契約制度等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札・契約制度の見直しに関する事項
- (2) 土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事及び管工事に対応する綾瀬市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規則に規定する等級区分に関する事項
- (3) 一般競争入札の参加者の資格に関する事項
- (4) 指名競争入札に係る指名業者の選定に関する事項
- (5) 入札参加資格の停止に関する事項
- (6) 委員長が特に必要と認めた事項

2 前項第3号の一般競争入札に係る条件の選定及び第4号の指名業者の選定は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事請負契約で設計金額500万円以上のもの
- (2) 委託業務契約で設計金額300万円以上のもの
- (3) 物品購入契約で設計金額100万円以上のもの
- (4) 印刷製本請負契約で設計金額130万円以上のもの
- (5) 賃貸借・リース契約で設計金額総額100万円以上のもの
- (6) 委員長が特に必要と認めたもの

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 経営企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 都市部長

(5) 土木部長

(6) 教育部長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員全員の一致で決する。ただし、これにより難しいときは議長が決するものとする。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、契約主管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行する。